

(耐震改修工事) 民間住宅耐震対策支援事業の手続きの流れ

丸亀市

申請者 (所有者)

- 建築時期など要件を確認
- 今後の手続等説明
- 県内に営業所がある事業者で施工する必要があります。

受理

(審査後)

受理

受理

事前相談・問合せ

実施設計の開始、改修
工事費の見積書徴収

補助金の申請
(交付申請)

交付決定

工事請負契約

工事着手

工事完了

完了実績の報告

完了検査

額の確定

補助金の請求

※代理受領(事業者への直接払い)の場合は、事業実施に係る補助金の代理受領の委任状及び同意書(様式第11号)を添付

補助金の支給

※耐震診断未実施の場合
所定の講習を受けた建築士
による耐震診断が必要です。

※交付決定の前に契約はしないこと

補助金の申請

申請期限：2019年12月27日

◆所定の申請書に、必要な書類を添付し提出(詳細は次頁参照)

- ①住宅の所有者や建築年を証明できる書類
- ②市税の納税証明書
- ③耐震診断報告書(様式第9号)
- ④設計図書(配置図・各階平面図・N値計算書(設置金物)等)
- ⑤見積書の写し
- ⑥所有者の承諾書(所有者以外の者による申請の場合)
- ⑦法第6条及び第6条の2の規定に基づく建築確認済証の写し(建築確認が必要な場合に限る。)
- ⑧委任状(設計者等に手続き等の委任をしている場合)

※申請内容に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要です。

完了実績の報告

最終報告期日：2020年2月28日

◆工事完了後 **20日以内**に必要な書類を添付し提出(詳細は次頁参照)

- ①耐震改修工事等結果報告書(様式第10号)
- ②請負契約書の写し
- ③領収書の写し
- ④施工写真(改修前後が判明できる写真)及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類
- ⑤改修場所や工法が変更した場合は、それらが分かる平面図等
- ⑥法第7条及び第7条の2の規定に基づく検査済証の写し(建築確認を受けた建築物に限る) など

(耐震改修工事等)

交付申請時に必要な添付書類

※本要綱に基づく耐震診断の補助を受けた者は、下記 1、2、3 は省略することができる。

- 1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、下記のいずれかの写し
 - (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
 - (2) 住宅の登記事項証明書
 - (3) 土地・家屋名寄台帳（兼）課税台帳（建築年が記載されたもの）
 - (4) その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類
- 2 市税の納税証明書
- 3 耐震診断報告書（様式第 9 号）
- 4 既存住宅耐震改修工事に係る設計図書
 - (1) 配置図、各階平面図（建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 1 条の 3 の表 1 に掲げる事項及び耐震改修を行う部分を明示したもの）
 - (2) 補強計画時の構造評価がわかる計算書（耐震診断技術者が行ったもの）
 - (3) 基本方針別添第二に示す計算を行ったものは、耐震改修工事に係る構造詳細図
 - (4) その他、耐震改修工事等内容が確認できる図書（N 値計算書（設置金物）等）
- 5 耐震改修工事等に係る見積書の写し
- 6 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書
- 7 法第 6 条及び第 6 条の 2 の規定に基づく建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）
- 8 設計者等に手続き等の委任をしている場合は、委任状

完了実績報告時に必要な添付書類

- 1 耐震改修工事等結果報告書（耐震診断技術者が行ったもの）（様式第 10 号）
- 2 耐震改修工事等（耐震シェルター等設置工事を除く。）に係る請負契約書の写し
- 3 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し
- 4 耐震改修工事等の施工写真（改修前後が判明できる写真）及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類
- 5 交付申請時（変更承認を受けた場合は、変更承認申請時）と改修場所や工法が変更した場合は、それらが分かる平面図等
- 6 法第 7 条及び第 7 条の 2 の規定に基づく検査済証の写し（建築確認を受けた建築物に限る）